

(目的)

第1条 本規約は、養老町消防団第六分団（以下、「本団」という。）の活動に当たり必要な事項を定め、もって本団の活動及び運営の適正を図ることを目的とする。

(活動内容)

第2条 本団の活動内容は、養老町消防団が行う活動のほか、次のとおりとする。ただし、機能別団員の活動については、分団長から特に指示があったものに限る。

- (1) 消防訓練、水防訓練及び防災に関する広報啓発活動
- (2) 笠郷地区内各種団体からの依頼に基づく地区行事への参加（警戒、警備活動を含む。）
- (3) 前各号に掲げるもののほか、分団長が必要と認める活動

2 前項の活動に当たっては、笠郷地区における強靱な防災体制構築のため、関係する他団体と緊密な連携を図るものとする。

(組織)

第3条 本団は、笠郷地区に居住する区民の中から選出された基本団員及び機能別団員から構成される。

2 本団に、次の役員を置く。

- (1) 分団長 1名
- (2) 副分団長 1名
- (3) 理事 若干名
- (4) 班長 6名
- (5) 監事 若干名

3 理事は基本団員及び機能別団員の中から、班長は基本団員の中から、それぞれ互選により選出する。

4 監事は、笠郷地区・区長会が選任し、分団長が委嘱する。

(役員の仕事)

第4条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 分団長は、本団を代表し、本団の活動を統括する。

- (2) 副分団長は、分団長を補佐するとともに、本団の会計を処理し、分団長に事故のあるときは、その職務を代行する。
- (3) 理事は、分団長の命を受けて、本団の活動を分担し本団の運営に当たる
- (4) 班長は、本団の活動に関する業務を処理する。
- (5) 監事は、本団の活動及び会計を監査する。

(役員任期)

第5条 役員任期は1年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員再任は、これを妨げない。

第6条 分団長は、役員による会議（以下、「役員会」という。）を招集し、役員会の議長となる。

2 役員会は、役員半数以上の出席によって成立する。

3 役員会議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 分団長は、必要に応じて役員以外の者を役員会に出席させることができる。

(総会)

第7条 総会は年1回これを開き、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

2 総会は、団員半数以上の出席によって成立する。

3 総会議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、分団長の決するところによる。

(会計)

第8条 本団の運営に係る経費は、笠郷地区からの交付金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 本団の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第9条 本規約に定めるもののほか、本団の運営に関して必要な事項は、分団長が役員会に諮り別に定める。

(規約の改廃)

第10条 本規約の改廃は、総会においてこれを決定する。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

## ※ 養老町消防団第6分団と笠郷地区区長会との申し合わせ事項

### 『覚え書』

令和3年3月 追加改訂

- ① 笠郷地区から養老町消防団第6分団（以下、「第6分団」という。）への交付金額は、毎年4月1日現在の笠郷地区の各区の戸数に1,000円を乗じた額とする。
- ② 交付金は、毎年度上期（5月から9月迄）に、各区から第6分団の預金口座に振り込む方法で交付する。  
振込先 西美濃農業協同組合 普通 笠郷消防団 9200207
- ③ 第6分団に交付される交付金のうち、年額20万円は関連団体である笠郷女性防火クラブの運営経費に充てるものとし、第6分団から同クラブの預金口座に振り込む方法により交付する。
- ④ その他、第6分団に交付される交付金の使途については、あらかじめ笠郷区長会の承認を得たものに限るとする。
- ⑤ 第6分団は、毎年度、笠郷地区区長会に対し、交付金に係る会計報告を行うものとする。
- ⑥ 消防・水防など、防災に関する活動を強力に推し進める為にも他団体との協力的な連携をはかること。
- ⑦ 部廃止になるが、ポンプ・器具・倉庫等の責任は班長が任にあたる。
- ⑧ 各部の軽トラックの維持費（保険・車検・修理費等）は現状地区で補填する。

今後予測される課題は、消防団と区長会で方向性を示し解決してゆく。

- 1) 令和2年度末、各部の通帳・残高の扱いについて
- 2) 各地区の消防、軽トラックの取り扱いはどうしてゆくか。
- 3) 各地区の消防庫・火の見櫓の今後の取り扱いはどうしてゆくか。  
町行政への要望も含める。
- 4) 水防訓練の今後の取組み。（消防団減員になり不足時地区防災隊の活用等・・・）
- 5) 消防団、新入団員募集について、要領を決めておく。

この「覚え書き書」は、令和3年4月1日から施行する。

また改正は、第6分団と笠郷地区区長会と打合せする。